様式第２９号（第２６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　印

市営住宅収入超過者認定通知書

　あなたを丸亀市市営住宅設置及び管理条例第29条第１項の規定により収入超過者として認定したので通知します。

したがって、同条例第30条の規定により、市営住宅を明け渡す努力義務が発生します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 認定基準日 | |  | |
| 認定の基礎となる金額 | | | | | | 摘要 |
| 続柄 | 入居（同居）者氏名 | 年間総所得額 | | 控除金額 | |
|  |  |  | |  | |  |
|  |  |  | |  | |  |
|  |  |  | |  | |  |
|  |  |  | |  | |  |
|  |  |  | |  | |  |
| 合　　　計 | |  | |  | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年間総所得額合計－控除金額合計 | 収入月額 | 収入分位 |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家賃月額 | 適用開始年月 | 市営住宅明渡努力義務発生日 |
|  |  | 年　　月　　日 |

（公営住宅以外用）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　印

市営住宅収入超過者認定通知書（公営住宅以外用）

　　あなたを丸亀市市営住宅設置及び管理条例第29条第１項の規定により、収入超過者として認定したので通知します。

　　したがって、同条例第30条の規定により、　　　　年　　月　　日から市営住宅を明け渡す努力義務が発生します。

|  |
| --- |
| 引き続いて入居する場合は、同条例第31条第１項の規定により、割増賃料  （　　　　　円×　　　）を徴収することになります。 |